

岐阜県立看護大学リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、岐阜県立看護大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）は、本学の教育研究活動において生み出された成果物を電子的形態で収集・保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステムとしてリポジトリを構築し、管理・運用することを通じて、本学の学術研究の発展に資するとともに、学術研究の成果を還元することによって社会への貢献を図る。

(運用体制)

第3条 リポジトリの管理・運用は、岐阜県立看護大学図書館（以下「図書館」という。）が行い、別表に掲げる収集担当部署はこれに協力するものとする。

(登録対象)

第4条 本学が収集しリポジトリに登録する成果物は、次のとおりとする。

- (1) 博士学位論文（要旨及び審査結果を含む）
- (2) 紀要論文
- (3) 研究報告書
- (4) その他学長が必要と認めるもの

2 前項の成果物は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 電子ファイルで作成されたものであること。
- (2) ネットワークを通じて配信できるものであること。
- (3) 知的財産権や著作権に係る法令を遵守していること。
- (4) 社会通念上または情報セキュリティ上の問題がないこと。

(登録方法)

第5条 別表に掲げる収集担当部署は、成果物の電子データを取りまとめ、別記様式を添えて図書館へ提出し登録を依頼するものとする。

(著作権と利用許諾)

第6条 成果物が別表の項番1又は項番2に該当する場合は、著作者はリポジトリへの登録に際し、本学に対し著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）に定める複製権と公衆送信権の行使に許諾を与えるものとする。

ただし、成果物の著作権が出版社や学会等に帰属する場合は、著作者はリポジトリへの登録に際し、複製権及び公衆送信権の行使について、著作権者から許諾を得なければならない。

2 成果物が別表の項番3から項番5のいずれかに該当する場合は、収集担当部署はリポジトリへの登録に際し、前項の複製権及び公衆送信権の行使について、著作者全員から許諾を得なければならない。

(削除)

第7条 学長は、次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された成果物を削除するよう、図書館に命ずることができる。

(1)成果物の収集担当部署が理由を付して、学長に対し削除の申請を行い、学長がこれを認めた場合

(2)成果物が第4条第2項に定める要件を満たしていないと学長が認めた場合

(3)その他、学長が特に認めた場合

(委任)

第8条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この運用指針は、平成28年1月25日から施行する。

(別表)

	成 果 物	収集担当部署
1	本学が授与した学位に係る博士論文の要旨及び審査結果	学務課
2	本学が授与した学位に係る博士論文又はその要約	学務課
3	岐阜県立看護大学 紀要	紀要編集委員会
4	岐阜県立看護大学 看護実践研究指導事業報告書	看護研究センター
5	岐阜県立看護大学 共同研究報告書	研究交流促進部会

別記様式（第5条関係）

岐阜県立看護大学リポジトリ登録申請書

岐阜県立看護大学図書館長 様

「岐阜県立看護大学リポジトリ運用指針」第5条により、以下のとおり登録を申請します。

申請日	平成 年 月 日	
公開希望日 ※未記入の場合は、登録後速やかに公開します。	平成 年 月 日	
申請者 (収集担当部署)		
成果物名 ※該当するものにチェックし、右に詳細を記入してください。	<input type="checkbox"/> 博士論文の要旨及び審査結果 (項番1)	学位記番号 第 号～ 号
	<input type="checkbox"/> 博士論文又はその要約 (項番2)	学位記番号 第 号～ 号
	<input type="checkbox"/> 紀要 (項番3)	第 巻 号
	<input type="checkbox"/> 看護実践研究指導事業報告書 (項番4)	平成 年度
	<input type="checkbox"/> 共同研究報告書 (項番5)	平成 年度
	<input type="checkbox"/> その他学長が必要と認めるもの ()	
備考		

※ この申請書と、成果物の電子ファイル（別に定める方法により PDF 化したもの）を提出してください。